

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 9 月 3 日 (木曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
行政報告
報第13号 財政健全化判断比率の報告について
報第14号 資金不足比率の報告について
報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 4 承第 5 号 専決処分の承認について (平成27年度下呂市一般会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 5 承第 6 号 専決処分の承認について (平成27年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 2 号))
- 日程第 6 同第 1 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同第 2 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議第82号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 9 議第83号 市道の路線認定について
- 日程第10 議第84号 市道の路線認定について
- 日程第11 議第85号 市道の路線変更について
- 日程第12 議第86号 市道の路線変更について
- 日程第13 議第87号 平成26年度下呂市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 議第88号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第89号 下呂市民の歯と口腔の健康づくり条例について
- 日程第16 議第90号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第91号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例について
- 日程第18 議第92号 下呂市湯けむり広場条例について
- 日程第19 議第93号 平成27年度下呂市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第20 議第94号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第21 議第95号 平成27年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第22 議第96号 平成27年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第23 議第97号 平成27年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第24 議第98号 平成27年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第25 議第99号 平成27年度下呂市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第26 議第100号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算
（第2号）
- 日程第27 議第101号 平成27年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議第102号 平成27年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議第103号 平成27年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 認第1号 平成26年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第31 認第2号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定に
ついて
- 日程第32 認第3号 平成26年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第33 認第4号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認
定について
- 日程第34 認第5号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定につい
て
- 日程第35 認第6号 平成26年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第36 認第7号 平成26年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第37 認第8号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認
定について
- 日程第38 認第9号 平成26年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第39 認第10号 平成26年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第40 認第11号 平成26年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第41 認第12号 平成26年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

出席議員（15名）

議長	中島博隆	1番	田中副武
2番	今井政良	3番	今井美好
4番	今井政嘉	5番	各務吉則
6番	山川博己	8番	伊藤嚴悟
9番	一木良一	10番	服部秀洋
11番	吾郷孝枝	12番	中島新吾
13番	中島達也	14番	中野憲太郎
16番	二村勝己		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野村 誠	副市長	中島 薫
教育長	大屋 哲治	監査委員	杉山 好巳
会計管理者	川口 太三	総務部長	星屋 昌弘
経営管理部長	桂川 国男	市民部長	二村 尚彦
福祉部長	松村 勝久	健康医療部長	岡崎 和也
農林部長	中島 義彦	観光商工部長	今井 藤夫
建設部長	齋藤 和弘	上下水道部長	青木 克裕
環境部長	今井 雅彦	教育部長	中川 好美
消防長	大前 眞澄	金事山務病院長	加藤 宗広
萩原振興所 事務所長	二村 勝浩	小事坂務振興所 事務所長	土川 正文
下呂振興所 事務所長	細江 博之	金事山務振興所 事務所長	加藤 和男
馬瀬振興所 事務所長	藤森 充		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中丸 修治	書	記	大坪 仁文
書記	青木 秀史			

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島博隆君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しています。

よって、平成27年第4回下呂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中島博隆君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 今井政良君、3番 今井美好君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（中島博隆君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月1日までの29日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（中島博隆君）

日程第3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項は、お手元に配付のとおりであります。ごらん願います。

報第13号 財政健全化判断比率の報告について、報第14号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、報第13号 財政健全化判断比率の報告についてを報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に係る財政健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

下呂市の平成26年度の比率は報告書のとおりでございます。まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字のため比率はございません。

実質公債費比率は前年度より0.3ポイント改善いたしまして、12.6%でございます。この比率は過去3年間、平成24年度から26年度の平均で算出するもので、主に起債の元利償還額が減少したことによるものでございます。

将来負担比率につきましては16.6%で、前年度に比べ20.8ポイントと大幅な改善をしております。これにつきましては、継続して実施してまいりました市債の繰り上げ償還、市債発行抑制による借入残高の減少が主な要因であり、5期連続での改善となっております。具体的には平成25年度末と26年度末の起債残高を比較してみますと、一般会計で約18億円の減、簡易水道、下水道等の特別会計で約12億円、合計で約30億円の減となっております。

下呂市におきましては、いずれの比率も国の示した早期健全化基準を下回っておりまして、健全段階でありますので報告をさせていただきます。平成27年9月3日提出。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

報第14号 資金不足比率の報告についてを報告させていただきます。

この報告につきましても、報第13号と同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業会計の平成26年度決算に係る資金不足比率を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

本来でしたら公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものですが、経営管理部でまとめて報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。国が示す経営健全化比率20.0%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。下呂市におきましては、報告書のとおり資金不足を生じた公営企業会計はないため、平成26年度の資金不足比率につきましては、該当がないことを報告させていただきます。平成27年9月3日提出。

以上、報告させていただきます。

○議長（中島博隆君）

ただいま報告のありました報第13号及び報第14号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

お手元に配付されております平成26年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらんください。

2枚目に健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を載せております。

この審査は、市長から提出されました平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の期間は7月24日から7月31日までです。

その結果、審査に付されました、先ほど報告の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で審査の結果といたします。

○議長（中島博隆君）

これより本2件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

続きまして、報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。平成27年9月3日提出でございます。

事業報告並びに決算につきましては、5月13日に開かれました理事会及びふるさと財団の5月29日の評議委員会で承認されたものでございます。

それでは、次のページ、平成26年度の事業報告書及び収支決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業報告でございます。

財団独自事業では、地域文化、伝統文化の保護、育成と芸術の普及、向上、文化の創造を目的としまして、ふるさと講座「雑木に魅せられて」、それから下呂歴史探訪では金山東地区を開催されました。また、組曲の下呂石物語の制作と下呂石シンポジウムにつきましては、実行委員会による自主的な活動が行われております。また、ふるさと文化振興助成金では8団体に対しまし

て64万9,000円の助成をされております。

2年目となります指定管理事業では、基本理念の下呂をもっと元気にする施設となるべく、子供の目線の高さの衝突防止シールの設置、アリーナ裏の駐車場の整備を行うなど、安心・安全で市民に愛される施設の管理運営に努めておられます。

施設運営につきましては、利用者の代表でございます下呂交流会館運営向上委員会や支援組織アクティブサポーターズ等の御意見を聞かれまして、よりよい会館運営に努めるとともに、観光関係団体との連携を図り、スポーツ大会、合宿、サークル活動団体等への誘致活動など、コンベンション施設としての利用促進にも努めておられます。

結果といたしまして、利用実績では利用人数は8万585人で、前年を4,416人上回っております。うち市内の宿泊者数につきましても、2,682人増の1万4,036人となりました。

自主事業につきましては、開館5周年特別企画といたしまして、読売日本交響楽団の公演を実施されております。市外、県外からも多くの方に御来場をいただきましたし、泉ホールの音響と観客のレベルの高さ、それからスタッフの接客のよさについて高い評価をいただいたところでございます。このことにつきましては、当楽団のホームページでも下呂公演を取り上げていただいております。

その他、幼児から小学生を対象としてサマーキッズフェスタ、下呂市10周年祭と共同開催のハートビート下呂、「出張！なんでも鑑定団」では多くの市民の方々に参加をいただきました。全体では鑑賞型8事業、普及型5事業、市民参加交流型6事業が行われております。特に会館の営業職員がみずから営業に出ながら誘客やPRに努めておられることは、他の会館では余り例を見ないというところでございまして、市といたしましても評価をしているところでございます。

また、初めての試みとしまして、下呂市民吹奏楽団との共催で実施をいたしました避難訓練コンサートでは、コンサート中に地震が発生したという想定で、本番さながらの訓練を実施され、大変意義あるものとなりました。

4ページから9ページには平成26年度の実施事業の詳細を示してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

2ページには、平成26年度の理事会・評議員会の開催状況を示してございます。

3ページは、役員の名簿でございます。

それでは平成26年度決算につきまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。

貸借対照表でございます。資産の部、流動資産では現金預金、未収金、仮払金合わせまして2,556万9,393円、固定資産では基本財産としまして定期預金、投資有価証券を合わせて1億円となっております。資産合計は1億2,556万9,393円となっております。

負債の部では、流動負債では未払い金1,881万4,035円、主なものは指定管理料の剰余金の返還金としまして1,140万8,319円、3月分の電気料金を初めとするものでございます。未払いの消費税等の292万4,100円は消費税の確定によります金額となっております。預かり金1万9,795円につきましては、支払う予定の所得税の源泉徴収などに係る分でございます。前受け金29万2,955

円につきましては、利用に係る会館利用料金でございます。これら全て負債の合計が2,205万885円となっております。

12ページは、正味財産の増減計算書でございます。一般正味財産増減の部では、経常収益は基本財産の受取利息、事業収益、この事業収益は主に指定管理料でございまして、合計で1億6,363万7,676円となっております。事業や管理に要しました経常費用の合計が1億6,367万8,073円で、当期の経常増減額はマイナス4万397円となりました。経常外増減の部では、一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして、正味財産期末残高が1億351万8,508円となっております。

13ページからは、今申し上げました12ページの詳細でございまして、文化財団の独自事業、下呂市からの受託事業、これは指定管理に係る分の会計分でございます。それから、財団の法人会計分ということで分けた明細となっております。

14ページは、今ほど説明いたしました財務諸表に対する注記で、基本財産の1億円の内訳となっております。

16ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容となっております。

17ページにつきましては、財団の管理によります監査報告で、平成27年5月12日に監査をいただいております。

19ページをごらんいただきたいと思います。

19ページからは、平成27年度の事業計画及び収支予算書となっております。平成27年度は指定管理も3年目に入りまして、今指定管理の最終年度となります。事業計画では、基本理念である芸術文化とスポーツの振興、観光資源としてのまちづくり、新しい下呂市のシンボルを再認識して、下呂市をもっと元気にする施設を、特に若者が多く集まる施設を目指していくとされております。

具体的には、市民の皆様の要望を捉えた鑑賞型の事業、市内各地域や子供たちのところに出向いて芸術に触れ体験をする機会を提供する普及型事業、市民と協働して企画運営する事業、多くの市民が来館し交流する事業など、きめ細かく市民の皆様にお届けするとともに、平日利用の促進に向けた企業向け運動会プランの企画など、コンベンション誘致も積極的に推進をするという計画となっております。

また、文化財団独自事業としましては、基本財産運用収入において、特に新たな文化、芸術の定着を目指す若者層に対する支援にも取り組むこととされております。

19ページから24ページが今年度の事業計画となっております。

25、26ページにつきましては、平成27年度の収支予算書となっております。

まずはこの中で、事業活動支出では、財団の独自事業、それから交流会館の指定管理事業、交流会館の実施事業の経費としまして1億5,009万8,000円を計上しておりまして、支出に対する不足分50万7,000円がございしますが、これにつきましては予備費の支出の中で前期繰越収支の差額で調整をいたしております。この予算につきましては、ことし3月16日の理事会、3月27日の評

議員会で承認をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（中島博隆君）

これより本報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これにて諸般の報告を終わります。

◎承第5号及び承第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島博隆君）

日程第4、承第5号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市一般会計補正予算（第3号））、日程第5、承第6号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号））、以上2件を一括議題といたします。

承第5号及び承第6号について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、議案書の4ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市一般会計補正予算（第3号））について、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度下呂市一般会計補正予算（第3号）を平成27年8月17日付で別紙のとおり専決処分しましたので、その承認を求めるものでございます。平成27年9月3日提出。

提案理由でございますが、9月1日の人事異動に伴い、新規に職員を採用することについて、早急に予算を補正し対応する必要があったことから、平成27年8月17日付で専第13号として、平成27年度下呂市一般会計補正予算を専決処分したものでございます。

それでは、専第13号 平成27年度下呂市一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成27年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによつて、第1条は歳出予算の補正で、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書により説明をいたしますので、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございます。

上段、2款総務費、1項総務管理費、10目出張所費、出張所管理諸経費に臨時雇用賃金96万7,000円を追加するものでございます。現在、竹原出張所は市職員の勤務となっておりますが、10月より日々雇用職員で対応することとしておりまして、その雇用に係る賃金でございます。

次に、その下、2項徴税費、1目税務総務費において、9月1日採用職員1名分の給料、期末・勤勉手当、共済費203万4,000円の増額補正でございます。

5ページへ参りまして、3款民生費、1項社会福祉費、4目介護保険費270万5,000円の増額補正につきましては、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）における9月1日からの小坂老人保健施設職員2名分の給料、期末・勤勉手当、共済費に係る繰出金でございます。

下段の10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費163万6,000円の増額補正につきましては、1名分の給料、期末・勤勉手当の増額補正でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

14款予備費におきましては、今回の専決に必要な財源といたしまして778万1,000円を減額しております。

7ページは給与費明細書でございます。上の総括の比較欄をごらんください。

一般会計での職員数は2名の増で、給料、手当、共済費は合わせて367万円の増額でございます。職員手当の内訳は、下表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

議案書の6ページをごらんください。

承第6号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、その承認を求める。平成27年9月3日提出。

提案理由でございます。9月1日の人事異動に伴い、新規に職員を採用することについて、早急に予算を補正し対応する必要があると、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、9ページをごらんください。

専第14号 平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）。

平成27年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,440万9,000円とする。

第2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたしますので、予算書の12ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計繰入金としまして270万5,000円、小坂老健施設分でございます。

次に、13ページ、下段になりますけれども、サービス事業費、施設介護サービス事業費でございますが、小坂老人保健施設において、新たに介護職員を9月1日付で雇用したことによる職員給料及び職員手当、共済費等人件費に係る補正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第5号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市一般会計補正予算（第3号））、本件を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第5号については承認することに決定いたしました。

承第6号 専決処分の承認について（平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第6号については承認することに決定いたしました。

◎同第1号及び同第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島博隆君）

日程第6、同第1号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第7、同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

同第1号及び同第2号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

同第1号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求めます。平成27年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるためでございます。

記、氏名、日下部保次、年齢64歳。表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉の向上。功績、保護司として社会福祉の向上に貢献されたものでございます。

同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成27年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるためでございます。

記、氏名、棚橋節子、年齢56歳。表彰領域、条例第3条第3号 保健衛生の向上。功績、市医（市立金山病院小児科医）として、保健衛生の向上に貢献されたものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中島博隆君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号及び同第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第1号及び同第2号の2件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

◎議第82号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第8、議第82号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

議第82号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の10ページをお開きください。

議第82号 損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求める。平成27年9月3日提出。

提案理由でございます。平成22年に判明した労働債権事件（未払い給与事件）について、平成25年3月末までに退職した元職員に対する損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、11ページをごらんください。

損害賠償の額を定め、和解することについて。

1番、相手方、51名、詳細は12ページの別紙一覧のとおりでございます。

事件名、労働債権事件（未払い給与事件）でございます。

3番、事件の概要。下呂市は別紙一覧の元職員について、平成17年度、または平成19年度の昇格時に当時の条例及び規則に照らして低い給料月額に決定し、平成22年10月の下呂市職員の給与の調整等に関する特別措置条例に基づき、給与の調整を実施するまでの間、誤った給与を支給し続けた。

4. 損害賠償の額その他の和解条項。(1)損害賠償の額、総額2,198万2,070円、詳細は12ページ一覧のとおりでございます。(2)その他の和解条項、①下呂市は当該元職員に対する未清算の給与及び退職金相当分として、別紙一覧に記載する金額を平成27年10月31日までに当該元職員が指定する口座に振り込む方法により支払う。②上記により当該元職員との間の労働債権問題及び労働債権に起因する民事債権問題は全て解決済みとし、下呂市と当該元職員との間に債権債務は存在せず、今後一切の異議及び請求の申し立てをしない。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島博隆君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第82号については、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第82号については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第83号から議第86号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第9、議第83号 市道の路線認定について、日程第10、議第84号 市道の路線認定について、日程第11、議第85号 市道の路線変更について、日程第12、議第86号 市道の路線変更について、以上4件を一括議題といたします。

それでは、議第83号から議第86号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

それでは、議案書の13ページをお願いします。

議第83号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線名は、下原町・中切線、起終点につきましては記載のとおりであります。平成27年9月3日提出。

提案理由、国道41号（仮称）下原トンネルの開通に伴い、国道の一部が移譲となるため市道の路線を認定するものであります。

次の14ページには、図面を添付させていただいております。

15ページをお願いします。

議第84号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線名、門和佐34号線、起終点につきましては記載のとおりでございます。平成27年9月3日提出。

提案理由、主要地方道下呂・白川線道路改良に伴い、県道の一部が移譲となるため市道の路線を認定するものであります。

16ページには、同じく図面を添付させていただいております。

17ページをお願いします。

議第85号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線名は和川82号線です。起終点につきましては記載のとおり、終点に変更となっております。平成27年9月3日提出。

提案理由、県道田口洞線改良事業計画変更に伴い、和川82号線は供用区間のみとして市道の路線を変更するものであります。

18ページには、同じく図面を添付させていただいております。

19ページをお願いします。

議第86号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線名、協和上町線。起終点につきましては記載のとおりで、起点が変更となっております。平成27年9月3日提出。

提案理由、国道41号（仮称）下原トンネルの開通に伴い、市道の起点を変更するものであります。

同じく20ページには図面を添付させていただいております。

以上、4議案について御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島博隆君）

これより本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第83号から議第86号については、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第83号から議第86号については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第87号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第13、議第87号 平成26年度下呂市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

それでは議第87号について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（青木克裕君）

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議第87号 平成26年度下呂市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成26年度下呂市水道事業会計未処分利益剰余金 3億1,431万7,238円のうち、1億9,756万571円を資本金へ組み入れ、残余1億1,675万6,667円を繰り越すものとする。平成27年9月3日提出。

提案理由でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第87号については、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第87号については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第88号から議第92号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第14、議第88号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第89号 下呂市民の歯と口腔の健康づくり条例について、日程第16、議第90号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第91号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例について、日程第18、議第92号 下呂市湯けむり広場条例について、以上5件を一括議題といたします。

では初めに、議第88号についての提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（二村尚彦君）

それでは、議案書の22ページをお開きください。

議第88号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年9月3日提出。

提案理由でございます。通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料の追加、住民基本台帳カード交付手数料の削除のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて御説明いたしますので、31ページをお開きください。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法でございますが、これが平成25年5月31日付で公布され、平成27年10月5日から順次市民一人一人に個人番号を通知するための通知カードが送付され、平成28年1月1日から申請によって個人番号カードを交付することになります。

通知カード、または個人番号カードは、初回の交付は無料ですが、紛失、焼失または著しく損傷した場合などにおいてカードを再交付する際の手数料を定めるため、また個人番号カードの交付が始まることに伴い、これまで交付していた住民基本台帳カードの新たな交付がなくなることから、住民基本台帳カードの交付手数料を削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要です。まず第1条関係ですが、(1)市が徴収する手数料に通知カード再交付手数料（1枚500円）を加えます。これは別表第1の関係です。

第2条関係、(2)市が徴収する手数料から住民基本台帳カードの交付手数料を削ります。(3)市が徴収する手数料に個人番号カード再交付手数料（1枚につき800円）を加えます。いずれも別表第1関係でございます。

(4)この条例中、第1条の通知カード再交付手数料を加える規定は平成27年10月5日から、第2条の住民基本台帳カードの交付、再交付の手数料を削る規定及び個人番号カード再交付手数料を加える規定は平成28年1月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第89号についての提案理由の説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（岡崎和也君）

それでは、32ページをお開きください。

議第89号 下呂市民の歯と口腔の健康づくり条例について。

下呂市民の歯と口腔の健康づくり条例を別紙のとおり定める。平成27年9月3日提出。

提案理由でございますが、市における歯科口腔保健の推進に関し、基本方針を定め、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱により説明をいたしますので、35ページをお開きください。

下呂市民の歯と口腔の健康づくり条例の要綱でございます。

制定理由、市における歯科口腔保健の推進に関し、基本方針を定め、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要でございます。(1)目的、この条例は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とします。第1条関係でございます。

(2)基本方針、市民みずからが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本方針とします。第2条関係でございます。

3. 市の責務、市は前条に定める基本方針にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとします。3条関係でございます。

4. 市民の役割、市民はみずから歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、定期的な歯科健診、または歯科医療を受けることなど、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとします。第4条関係でございます。

5. 歯科医師等、保健医療関係者等の役割、歯科医師等、保健医療関係者等は歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。第5条、第6条関係でございます。

6. 基本的施策の実施、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、市が実施する基本的施策を定めます。第7条関係でございます。

36ページのほうに入ります。

7. 委任、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めます。第8条関係でございます。

8. この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第90号についての提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（今井雅彦君）

議案書の37ページをお願いいたします。

議第90号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成27年9月3日提出。

提案理由でございますが、下呂市埋立処分場を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明をさせていただきますので、41ページをお願いいたします。

41ページ、下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由でございますが、金山町岩瀬の下呂市埋立処分場について、これまで市が発注する工事の建設現場から発生した残土と一般廃棄物の建設廃材を埋め立てる目的で設置していましたが、建設現場から発生した残土の受け入れは行わず、建設廃材（工作物をみずから解体する場合に発生し、下呂市クリーンセンターへ搬入する再生不可能なコンクリート塊、瓦、タイル、れんが等）のみを埋め立てる目的とし、市の廃棄物処理に係る施設について規定した当該条例に追加するため改正するものでございます。

2. 概要でございますが、(1)別表第1に下呂市埋立処分場の項を追加し、下呂市一般廃棄物最終処分場と下呂市埋立処分場の区分欄に、埋め立てできる廃棄物を明記します。第2条、別表第1関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)この条例の改正に伴い、下呂市埋立処分場条例を廃止します。附則第2項関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第91号についての提案説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（中島義彦君）

それでは、議案書の42ページをごらんください。

議第91号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例について。

下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成27年9月3日提出。

提案理由、馬瀬中切の旧馬瀬青木島教員住宅を下呂市の農業及びその担い手としての農業従事者の確保を図ることを目的に、農業研修を受ける研修生の宿泊施設として活用するため、当該条例を制定するものでございます。

それでは、条例要綱で御説明をしますので、46ページをお開きください。

下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例要綱。

1. 制定理由、これは提案理由と同文でございますので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)設置、下呂市農業研修生宿泊施設の設置についてを定めております。第1条関係でございます。

(2)名称及び位置、施設の名称と位置について定めます。第2条関係です。

(3)使用者の資格、市長が定める農業研修を受ける者であること、宿泊場所に困窮している者であることなど、使用者の資格について定めております。第3条関係でございます。

(4)使用の申し込み及び決定、施設使用の申請とその許可について定めます。申請者が戸数を超えた場合は、宿泊場所に困窮する度合いの高い者から使用の許可を決定いたします。第4条関係でございます。

(5)使用の期間、使用の期間とその延長が認められる場合について定めます。使用期間は最長三月ですが、研修期間内または研修後引き続き市内で農業に従事する場合は延長することができることとします。第5条関係です。

(6)転貸などの禁止、使用者による施設使用の権利の転貸などの禁止を定めます。第6条関係です。

(7)許可の取り消しなど、使用者への使用の許可の取り消しなどについて定めます。第7条関係です。

1枚めくってください。

(8)使用料、使用者は使用料を納付すること、またその額について定めます。使用料は一月未満の短期研修と一月以上の長期研修とで使用料の設定を区分けします。第8条関係です。

(9)使用者の管理義務など、使用者が果たすべき管理義務などについて定めます。第9条関係です。

(10)使用上の制限、使用者による迷惑行為があった場合に、施設の使用を制限することを定めます。第10条関係です。

(11)委任、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとします。第11条関係です。

(12)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第92号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（今井藤夫君）

それでは、議第92号 下呂市湯けむり広場条例について。

下呂市湯けむり広場条例を別紙のとおり定める。平成27年9月3日提出。

提案理由、市民相互または市民と観光客との交流促進、地域産業の振興に資することを目的と

した下呂市湯けむり広場を設置するため、当該条例を制定するものでございます。

52ページの条例要綱で御説明を申し上げます。

下呂市湯けむり広場条例要綱。

1. 制定理由、制定理由につきましては提案理由と同じでございます。旧下呂館の跡地の取り壊しがおおむね終了いたしまして、ほぼ更地になっております。下呂館の跡地と同時に駐車場部分の活用について定めるものでございます。

2. 概要、(1)設置、この条例の設置規定を定めます。第1条関係。

(2)名称及び位置、広場の名称及び位置を定めます。第2条関係。

(3)事業、広場の事業について定めます。第3条関係。

(4)使用時間、広場の使用時間は原則午前9時から午後9時までとします。第4条関係。

(5)使用の許可、広場を使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、公の秩序を乱す等、管理運営上支障がある場合は許可することができないこととしています。第5条関係。

(6)目的外使用等の禁止、使用者は目的以外の使用や使用権利の譲渡、転貸をすることができないこととしています。第6条関係。

(7)許可の取り消し等、市長は使用者が条例、規則、使用許可等に付した条件に違反等があったときは、その使用を取り消し、使用を停止し、または使用の条件を変更できることとしています。第7条関係。

(8)使用料、使用者は原則定められた使用料を前納しなければならないこととし、理由により使用料を減額または免除することができることとしています。第8条関係。

(9)使用料の還付、既納の使用料は還付しないこととし、理由により使用料の全部または一部を還付することができることとしています。第9条関係。

(10)原状回復の義務、広場使用後の原状回復の義務について定めます。第10条関係。

(11)損害賠償、広場の損害賠償義務について定めます。第11条関係。

(12)行為の禁止、広場の入場者の禁止行為について定め、禁止行為があった場合は入場拒否、または退場を命ずることができることとしています。第12条関係。

(13)委任、この条例に施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。第13条関係。

(14)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 一木良一君。

○9番（一木良一君）

議第90号についてお聞きをしたいと思います。

金山町岩瀬の下呂市埋立処分場について、今までは建設残土を埋め立てしておったということですが、今後は残土はできないということですが、逆に建設残土といいますか、建設廃材というものとは違うわけでありまして、なぜ残土を今まで受け入れていたのかということをお聞きしたいと思いますし、そして建設現場の残土というものはどういう位置づけであるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中島博隆君）

環境部長。

○環境部長（今井雅彦君）

受け入れのものでございますが、今までは旧金山町時代に下水の工事等があったり、また建設の廃材的なものも若干入っておったのでないかなど。途中、これの経過につきましては、廃止という方向で閉鎖をするという形で向かっていたところ、ちょっと鉛的なものが出まして、検査をして、それが検査期間2年はそういう値が出ないという場合でしたら、閉鎖ができるよというふうで向かっていまして、2年間出ないということで閉鎖はできたんですが、最近やはり一般の方がコンクリート殻とか、そういったものでどうしても一般廃棄物として捨てる場所がないというような声もいただいておりますので、そういったものを今のクリーンセンターの中及び最終処分場、四美のほうへなかなか入れられないなど。新たなそういうものを設置するにも場所的にいろいろ規制がかかってくるという中で、当地域に金山地内にこういった施設が旧金山町時代からあったということで、まだまだ埋められるだけの余裕がありますけれども、要綱でも説明をさせていただいたとおり、産業廃棄物はないよと、一般廃棄物ということのラインが非常に難しいところがありますので、クリーンセンターがしっかり受け取って、しっかりしたものについて金山のところへ行くということで、地元説明についても御理解をいただいたというふうに思っております。

物については、ここにお示したような瓦とかコンクリートとか、そういった系統のもので、そこから何か不純物が下へ流れるとか、そういったものの付随するようなものは入れることはできないということで、基本的には一般廃棄物の捨てる場所ということで御理解をしていただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島博隆君）

9番 一木良一君。

○9番（一木良一君）

それで結構かと思うんですが、今、瓦やコンクリートの塊等、そういった建設廃材については、民間でもリサイクル場がありまして、そちらでリサイクルして資源として活用するというようなことも民間で行われております。これは下呂市内にあるわけですが、そういったことも市のほうで、恐らく建設土木業者について皆さん御存じかと思っておりますけれども、市のほうとしてもやはり

そういった純粋なコンクリート、瓦等、そういったものについてリサイクルとして民間のほうへ持っていきような、そういった指導もしていただきたいと思います。

それから、そうすると残土のほうを心配するわけですが、残土を市の指定する残土処分場があるわけですね。そちらのほうへ処分は可能かどうかということですが、いかがですか。

○議長（中島博隆君）

環境部長。

○環境部長（今井雅彦君）

今の廃棄物という観点からいきますと、これは当然クリーンセンターに入ってくるものは、今、議員言われたとおり再生ができないものという扱いでうちに持ってくる。再生が利用可能なものは、当然のごとく再生利用していただくというのが当然ですので、その辺はまたいろんな部署単位でもまたお話しはできると思いますし、今回提案させていただいたのは再生不可能なもので、一般家庭から出る一般廃棄物のものを廃棄物として指定されておる金山のところへ持っていくということです。普通の残土置き場のところで廃棄物という形では指定がされていないので、持っていけないのではないかなというふうに私どもでは思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島博隆君）

9番 一木良一君。

○9番（一木良一君）

そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

もう1つ心配しますのは、私再三申し上げております災害、火災現場の罹災した現場のコンクリート、それも処分を受けられるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中島博隆君）

環境部長。

○環境部長（今井雅彦君）

火災された、罹災ということで、何もかも燃えてしまったとかということで非常に大変です。一応、岐阜県の統一というか、下呂市もそうですけれども、罹災されたものについて、事業所の方にまだ残ったものを潰していただくと業務ということになりますので、今のところうちのほうで入れられないという状況で今まで来ていますけれども、やっぱりその状況を見て、できる限りクリーンセンターのほうで受け入れられるものについては受け入れていきたいなど。全てができるかどうかということにつきましては、その都度現場を見させていただいて判断をさせていただく。最終的には法に背くわけにもいきませんので、その辺は市民目線になりながら受け入れをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（中島博隆君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 今井美好君。

○3番（今井美好君）

議第92号 湯けむり広場条例についてを伺います。

まず、第2条の宮本湯けむり広場と阿多野湯けむり広場とありますが、これは旧下呂館が建っていたところと駐車場ということだと思いますが、どちらがどちらかということ。

それから、その使用料について宮本湯けむり広場が1万800円、阿多野が7,560円と、その設定根拠について教えてください。

○議長（中島博隆君）

観光商工部長。

○観光商工部長（今井藤夫君）

まず、宮本湯けむり広場につきましては、これは上の駐車場部分でございます。面積は2,184平米ということでございます。それから、阿多野湯けむり広場につきましては、これが下呂館の跡地でございます。面積は1,438平米ということでございます。

料金の算定でございますが、これにつきましては普通財産として土地の評価等から月額の使用料が算定されております。それを日にちに割りかえたものということで、算定をしたものでございます。細かな算定の市のほうで料金の算定するようなシートがございますので、それに入れて1日当たりの利用料をはじき出したというものでございます。以上です。

○議長（中島博隆君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第88号から議第92号までの上程5議案については、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第88号から議第92号までの5議案については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（中島博隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第93号から議第103号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第19、議第93号 平成27年度下呂市一般会計補正予算（第4号）、日程第20、議第94号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第21、議第95号 平成27年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第96号 平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第23、議第97号 平成27年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第24、議第98号 平成27年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第99号 平成27年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議第100号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第27、議第101号 平成27年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議第102号 平成27年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議第103号 平成27年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、以上11件を一括議題といたします。

議第93号から議第103号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま一括上程されました議第93号から議第103号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、各会計における平成26年度繰越金の確定と、国・県の補助事業の確定分などに係る補正が主な内容でございます。また、会計間における繰入金、繰出金の補正と関係する基金の増減調整もあわせて行っております。

議第93号 下呂市一般会計補正予算（第4号）につきましては、ただいま御説明いたしました内容のほかに、普通交付税の交付額確定による増額や繰越金確定に伴う財政調整基金への積み立てなどの補正を計上しております。

主な事業費の補正といたしましては、職員給与の未払いにおける退職者との示談成立見込みによる賠償金の増額補正、4月12日の県議会議員選挙が無投票となったことによる減額補正、マイナンバー制度に対する経費の増額補正、放課後デイサービスの新規開設に伴う増額補正、社会資本整備交付金事業の国の補助金の減額による事業費の減額補正などが主なものでございます。

詳細につきましては、担当部長が説明申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島博隆君）

それでは、議第93号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、議第93号 平成27年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,665万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも210億5,064万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。平成27年9月3日提出。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容につきまして御説明を申し上げます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定によりまして4億9,875万2,000円の増額でございます。

14款国庫支出金1,631万7,000円の増額は、民生費国庫負担金で放課後デイサービスの新規開設に伴います自立支援給付費負担金1,226万8,000円の増額、総務費国庫補助金でマイナンバー制度に対する導入補助金2,842万4,000円の増額、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の飛騨広域連携に係る上乗せ分990万円の増額と、道路橋梁費補助金が交付決定によりまして4,125万円減額となったものが主なものでございます。

15款県支出金1,003万円の増額につきましては、民生費県負担金で放課後デイサービスの新規開設に伴います自立支援給付費負担金613万4,000円の増額、農林水産業費県補助金で中山間地域等直接支払交付金等1,563万1,000円の増額、4月12日の県議会議員選挙が無投票となったことによります県議会議員選挙交付金1,225万5,000円の減額が主なものでございます。

18款繰入金6億1,583万3,000円の減額は、財政調整基金繰入金6億3,380万円の減額、看護師等修学資金基金繰入金609万円の減額と、特別会計繰入金としまして介護保険特別会計（保険事業勘定）での過年度精算に伴うもので2,400万9,000円が主なものでございます。

3ページへ参りまして、19款繰越金2億7,626万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

20款諸収入6,003万5,000円は、下呂交流会館指定管理料の過年度精算に伴います返還金1,140万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算分4,654万7,000円の増額などが主なものでございます。

21款市債1億4,017万2,000円の増額は、臨時財政対策債の発行限度額確定によりまして1億3,867万2,000円、林業施設災害復旧債150万円の増額でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款総務費では3億9,292万7,000円の増額でございます。職員給与費の未払いについて、退職者との示談の成立見込みによります賠償金2,198万3,000円、道路橋梁等の市有財産の台帳整備のための費用540万5,000円、財政調整基金への積立金2億8,900万円、マイナンバー制度に対する庁内ネットワーク対応経費4,159万8,000円、通知カード・個人番号カード関連事務費の経費

1,226万5,000円、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の広域連携に係る経費1,030万円の増額と、4月12日の県議会議員選挙が無投票になったことによります県政選挙費の1,282万2,000円の減額が主なものでございます。

3款民生費につきましては3,332万2,000円の増額で、障がい児福祉費において放課後デイサービスの新規開設に伴います扶助費2,526万2,000円の増額が主なものでございます。

4款衛生費につきましては、813万3,000円の増額でございます。高齢者、それから中学生までの児童・生徒及び妊婦さんへのインフルエンザワクチンの値上げに伴います予防接種事業1,417万8,000円の増と、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）の繰越金確定によります繰出金631万9,000円、看護師等修学資金対応事業での貸付金609万円の減額が主なものでございます。

6款へ参りまして、農林水産業費2,150万1,000円の増額につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業1,382万7,000円、強い畜産構造改革支援事業133万円、多面的機能支払交付金事業410万9,000円の増額が主なものでございます。

7款へ参りまして、商工費214万2,000円の増額は観光戦略強化事業で200万円の増額が主なものでございます。

8款土木費1億289万1,000円の減額につきましては、主に社会資本整備総合交付金事業3,900万円、防災・安全交付金道路事業4,050万円、同じく防災・安全交付金橋梁事業で2,450万円、トータルで1億400万円について国の補助金交付額の減額決定による減額でございます。

5ページへ参りまして、9款消防費でございます。120万9,000円の増額につきましては、小坂町にあります旧森林管理署のアパート敷地内に防火水槽がございますが、この防火水槽の撤去工事費でございます。

10款教育費616万1,000円の増額につきましては、南部学校給食センター改築事業といたしまして、測量設計等委託料393万5,000円が主なものでございます。

11款災害復旧費443万4,000円の増額につきましては、本年4月20日、21日と6月17日の豪雨によりまして被災をいたしました農地と林道の災害復旧事業費の増額でございます。

14款予備費につきましては、今後の不測の事態に備えまして1,971万6,000円を増額補正するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。

追加では、林業施設災害復旧事業に係る災害復旧債といたしまして150万円を限度として追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

また、変更では臨時財政対策債の発行限度額が8億1,867万2,000円と確定したことによる限度額の増額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

7ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細となっております。詳細は省略させていただきます。

少し飛びまして、38ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でございます。こちらは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較欄をごらんください。その他の特別職の欄でございますが、主に4月12日の県議会議員選挙が無投票となったことによる投票立会人を初めとする人数及び報酬の減額によるものでございます。

続いて、39ページをごらんください。

一般職員の給与費明細書でございます。上の表の総括の比較欄をごらんください。職員手当270万3,000円の減額は、主に今ほど申しました4月12日の県議会議員選挙が無投票になったことに伴います時間外及び休日勤務手当の減額でございます。

続いて、41ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の調書でございます。表の右下でございますが、平成27年度末の残高見込みでございます。224億2,323万4,000円となる見込みでございます。

以上で、平成27年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第94号及び議第95号について詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（二村尚彦君）

議第94号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の43ページをお開きください。

平成27年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,589万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも47億5,453万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成27年9月3日提出。

44ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の主な内容について御説明いたします。

9款繰入金は、職員給与費等の増加により90万円の増額でございます。

10款繰越金は、平成26年度決算により額が確定したことにより1億4,494万6,000円の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

1款総務費は、時間外勤務手当の増額見込みにより90万円の増額でございます。

11款諸支出金は、平成26年度実績により療養費負担金、特定健診、保健指導負担金が確定し、それぞれで返還金が生じたため、国・県に返還する額を計上し、800万6,000円の増額でございます。

す。

12款予備費は、今後の研究費の増加、交付金、負担金の変動に対応するため1億3,699万3,000円を増額するものでございます。

45ページからは、今ほど申しあげました歳入歳出予算の事項別明細となっております。

49ページからは、給与費明細書となっております。

以上で、平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議第95号 平成27年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の51ページをお開きください。

平成27年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額にそれぞれ931万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも4億8,076万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成27年9月3日提出。

52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の主な内容について御説明いたします。

5款繰越金は、平成26年度決算により額が確定したことにより871万8,000円の増額でございます。

続いて歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、繰越金のうち、平成26年度分の保険料として連合に納付する額763万6,000円の増額でございます。

5款諸支出金167万7,000円の増額ですが、2項繰出金の26年度の事務費の額確定と、保健指導負担金の確定による一般会計への精算繰り出しを行うもので156万円の増額が主なものでございます。

53ページからは、今ほど申しあげました歳入歳出予算の事項別明細となっております。

以上で、平成27年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

両特別会計の補正につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第96号及び議第97号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

補正予算議案書の57ページをお開きください。

議第96号 平成27年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）。

平成27年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,441万2,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。

次に58ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金204万4,000円の減で、内訳としましては、小坂老健施設分94万8,000円の減と居宅予防サービス計画事業分109万6,000円の減でございます。

次に、繰越金、前年度繰越金204万7,000円の増につきましては、平成26年度決算確定によるものでございます。

歳出については、諸支出金、繰出金、一般会計繰出金3,000円で、訪問介護サービス事業の精算によるものでございます。

引き続き63ページをお開きください。

議第97号 平成27年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

平成27年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,322万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,039万6,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。

次に、64ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、国庫支出金、国庫補助金191万6,000円の増です。主なものとしましては、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分の26年度精算に伴う追加交付176万3,000円でございます。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金107万2,000円の増でございます。主なものとしまして、地域支援事業交付金、介護予防事業分の26年度精算による追加交付が87万1,000円です。

次に、繰入金2,600万5,000円の減につきましては、基金繰入金2,635万1,000円の減です。

次に、繰越金、前年度繰越金9,528万6,000円増につきましては、平成26年度決算確定によるものでございます。

続きまして、65ページ、歳出につきましては、主なものとして、基金積立金、基金積立金4,110万2,000円の増で、前年度繰越金の増額により不用額を基金に積み立てるものでございます。

次に、諸支出金3,151万9,000円の増であります。内容としまして、償還金及び還付加算金907万3,000円の増で、主に償還金、国庫支出金の返還額が891万5,000円です。繰出金2,244万6,000円の増につきましては、平成26年度決算確定による一般会計繰入金を返還するものでございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第98号及び議第99号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（青木克裕君）

それでは、補正予算書の77ページをお願いいたします。

議第98号 平成27年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,810万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。

次に、78ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容について御説明申し上げます。

6款繰入金の基金繰入金2,749万8,000円の減額でございます。これは前年度繰越金の確定による基金の取り崩しを減額したものでございます。

次に、7款繰越金の3,149万8,000円の増額でございます。これは前年度繰越金の確定による増額でございます。

続いて、下の歳出でございます。

2款施設管理費の400万円の増額でございます。これは水道本管の漏水に伴う修繕費用の増額でございます。

5款公債費では、前年度繰越金の確定に伴う市債償還元金の財源補正でございます。

次のページからは、今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細となっておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、83ページをお開きください。

議第99号 平成27年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,316万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。

次の84ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容について御説明を申し上げます。

1款の分担金及び負担金84万2,000円の増額でございます。これは湯之島処理区で2件、下呂南部処理区で1件の新規加入によります負担金の増額でございます。

7 款繰越金の2,796万3,000円の増額でございます。これは前年度繰越金の確定による増額でございます。

続きまして、下の歳出でございますが、2 款施設管理費で1,426万9,000円の増額でございます。これは各処理場内の機械器具の修繕、マンホールポンプの修繕及び公共ますの設置工事などの増額によるものでございます。

6 款予備費の1,455万7,000円の増額でございます。これは前年度繰越金の確定によります増額でございます。

次のページからは歳入歳出の事項別明細となっておりますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第100号について詳細説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（岡崎和也君）

補正予算書89ページをお開きください。

議第100号 平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成27年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ419万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億5,238万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成27年9月3日提出。

それでは、90ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

平成26年度繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰入金を631万9,000円減額し、繰越金は確定により1,051万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

2 款医業費は人件費に係るものですので、説明を省略させていただきます。

以上で、平成27年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第101号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江博之君）

議第101号 平成27年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の97ページをお開きください。

平成27年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも437万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成27年9月3日提出。下呂市下呂財産区管理者、下呂市長。

98ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

3款繰越金につきましては、額の確定により9万8,000円の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

3款諸支出金、繰出金4万8,000円の増額。

4款予備費5万円の増額でございます。

99ページからは、今ほど述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上で、平成27年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第102号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（中川好美君）

補正予算書の103ページをごらんください。

議第102号 平成27年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ131万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,259万5,000円とする。款項の区分及び金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。

106ページをごらんください。

歳入でございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額131万5,000円。3節その他雑入で、平成26年度私会計での給食費精算金でございます。

107ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目とも学校給食費でございます。補正額131万5,000円で、11節需用費、賄い材料費131万5,000円でございます。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島博隆君）

続いて、議第103号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（青木克裕君）

それでは、109ページをお開きください。

議第103号 平成27年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成27年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。

第2款水道事業費用、第3項特別損失において補正予算額1,299万8,000円の増額でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,110千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,962千円は、」に「損益勘定留保資金32,935千円及び消費税資本的収支調整額1,175千円」を「損益勘定留保資金34,650千円及び消費税資本的収支調整額1,312千円」に改め、資本的支出を次のとおり補正する。

第4款資本的支出、第1項建設改良費において、補正予定額185万2,000円を増額するものでございます。平成27年9月3日提出。

116ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書、収益的支出で御説明を申し上げます。

2款水道事業費用、3項特別損失、4目のその他特別損失といたしまして、補正予算額1,299万8,000円の増額でございます。これは東上田取水場改良工事に伴いまして、取り壊しをいたしました急速ろ過池などの資産の除却損を計上したものでございます。

その下は資本的支出でございます。

4款資本的支出、1項建設改良費、1目改良費で、配水管改良工事といたしまして185万2,000円を増額するものでございます。これは国道41号線の小川地内交差点改良工事に伴いまして、市道小川2号線の配水管を改良するための工事費用を計上したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島博隆君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第93号から議第103号までの上程11議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第93号から議第103号までの11議案については、付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島博隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認第1号から認第12号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島博隆君）

日程第30、認第1号 平成26年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第31、認第2号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第32、認第3号 平成26年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第33、認第4号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第34、認第5号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第35、認第6号 平成26年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第36、認第7号 平成26年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第37、認第8号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第38、認第9号 平成26年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第39、認第10号 平成26年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第40、認第11号 平成26年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第41、認第12号 平成26年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

認第1号から認第12号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま一括上程されました認第1号から認第12号までの平成26年度各会計の決算認定は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しました。平成27年8月21日に審査意見書を御提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

今議会に付議します一般会計と各特別会計及び企業会計の決算認定は合わせて12案件となっております。

一般会計の平成26年度決算額は、歳出総額で前年度と比較して約19億1,400万円、8.9%の減額となっております。これは竹原地区保育園、下呂小学校、竹原小学校、萩原小学校の屋内運動場改築工事がそれぞれ完了したことが主な理由であります。繰越財源を除いた実質収支額は5億7,626万円で、収支の均衡を維持することができました。

特別会計におきましても、いずれの会計も赤字はなく、収支の均衡を維持していると言えます。

一般会計、各特別会計及び企業会計の決算概要につきましては、経営管理部長より説明申し上げます。よろしく審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中島博隆君）

それでは、認第1号から認第12号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、認第1号 平成26年度下呂市一般会計決算の認定について御説明を申し上げます。決算書の10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。

最下段でございます。

歳入合計でございますが、歳入の予算現額は203億2,500万3,000円、調定額は210億6,246万1,262円、収入済額が202億5,681万4,654円、不納欠損額5,101万9,687円、収入未済額が7億5,462万6,921円となっております。

続きまして、14、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。下段でございますが、予算現額は歳入と同じ203億2,500万3,000円でございます。支出済額は196億4,684万3,050円、翌年度繰越額が2億4,738万8,000円、不用額が4億3,077万1,950円でございます。

16ページから251ページまでの事項別明細につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

少し飛びまして、418ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の実質収支に関する調書でございます。歳入及び歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額は6億997万1,604円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が3,370万8,000円ございまして、実質収支額は5億7,626万3,604円となっております。

続きまして、427、428ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは財産に関する調書でございます。公有財産、土地及び建物の一番上の表でございますが、総括のうち土地につきましては決算年度中の増減高が783平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,373万6,917平方メートルでございます。また、建物延べ面積合計の決算年度中の増減高、右ページでございますが、1,462平方メートルの減で、決算年度末現在高は29万8,225平方メートルでございます。

次の429ページをお開きいただきたいと思います。

有価証券では、決算期間中の増減としまして、近畿日本鉄道株式会社の株券におきまして7,500円の増と、岐阜エフエム放送株式会社株券におきまして、岐阜エフエム放送株式会社の経営破綻によりまして95万円の減、合計で94万2,500円の減となり、年度末現在高の合計は9,897万2,500円でございます。

次のページ、出資による権利では、財団法人岐阜県信用保証協会への出損金4万8,000円の増がございまして、決算年度末現在高では2億8,097万9,400円となっております。

続きまして、431から436ページは物品の調書でございます。

続いて、437ページをお開きいただきたいと思います。

債権でございますが、決算期間中の増減高の合計は1,543万円の増で、決算年度末現在高が6,966万2,000円でございます。

次のページの基金につきましては、特定目的基金の期間中増減高の計が4億661万7,000円の増で、決算年度末現在高が124億5,603万1,000円でございます。

続きまして、439ページをお開きいただきたいと思います。

定額運用基金でございます。育英資金基金において9,000万円の増で、決算年度末現在高は3億5,900万円でございます。

また、決算書の最終ページ、447ページでございますが、地方自治法第241条第5項の規定により平成26年度の基金の運営状況に関する調書を添付しております。

続きまして、認第2号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算認定について御説明を申し上げます。

決算書の255、256ページをお開きいただきたいと思います。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は44億1,366万5,000円、調定額は47億1,128万7,216円、収入済額が45億2,745万8,617円、不納欠損額723万4,587円、収入未済額が1億7,659万4,012円となっております。

続きまして、259、260ページをお願いします。

最下段でございますが、歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ44億1,366万5,000円でございます。支出済額は41億1,991万9,933円、翌年度繰越額はゼロ円でございます。不用額が2億9,374万5,067円でございます。

次の261ページから282ページまでの事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

少し飛びまして、419ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の実質収支に係る調書でございます。歳入及び歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で4億753万8,684円となっております。

続きまして、440ページをお開きいただきたいと思います。

財産に関する調書でございます。基金のうち、上段の国民健康保険基金は1,817万1,000円の増額で、決算年度末現在高は3億2,405万円となっております。下段の国民健康保険高額医療費貸付基金につきましては、総額850万円で運用しているもので、決算年度中の増減高等はごらんとおりでございます。

続きまして、認第3号 平成26年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

284ページ、285ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、最下段でございます。予算現額が4億6,677万5,000円、調定額は4億

6,113万3,568円、収入済額4億6,051万1,768円、不納欠損額20万3,000円、収入未済額41万8,800円となっております。

続きまして、286、287ページをお願いいたします。

歳出の合計でございます。予算現額は4億6,677万5,000円、支出済額4億5,179万3,289円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,498万1,711円でございます。

続きまして、420ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で871万8,479円でございます。

続きまして、認第4号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

297、298ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、最下段でございますが、予算現額1億9,420万5,000円、調定額が1億9,244万3,524円、収入済額1億9,244万3,524円、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円でございます。

続きまして、299、300ページをお願いしたいと思います。

歳出の合計でございます。予算現額は1億9,420万5,000円、支出済額は1億8,939万5,755円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額は480万9,245円でございます。

続きまして、421ページ、実質収支に関する調書でございます。収入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で304万7,769円でございます。

続きまして、441ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。公有財産のうち、土地及び建物につきましては、決算中の増減はございません。決算年度末現在高は非木造の延べ面積1,357平方メートルとなっております。物品につきましては、決算中の増減はなく、表のとおりでございます。

続きまして、認第5号 平成26年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

316ページ、317ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。下段の合計欄で予算現額が34億3,231万3,000円、調定額が34億7,277万565円、収入済額34億6,481万8,145円、不納欠損額235万6,970円、収入未済額559万5,450円となっております。

次の320、321ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。下段の歳出合計で、予算現額34億3,231万3,000円、支出済額33億4,953万1,252円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額は8,278万1,748円となっております。

続きまして、422ページ、実質収支に係る調書でございます。

歳入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支

額は同額で1億1,528万6,893円でございます。

次に442ページ、財産に関する調書につきましては、公有財産のうち物品につきましては決算年度中の増減はございません。表のとおりでございます。基金につきましては、介護保険基金の決算年度中増減において5万2,000円の減額で、決算年度末現在高は1億2,339万7,000円でございます。

続きまして、認第6号 平成26年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の347、348ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。下段の合計欄で予算現額が7億2,783万円、調定額が7億4,725万120円、収入済額7億3,104万7,804円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額は1,620万2,316円でございます。

続きまして、次の349、350ページをお開きください。

歳出でございます。下段の合計欄で予算現額7億2,783万円、支出済額が6億9,454万8,067円、翌年度繰越額572万4,000円、不用額は2,755万7,933円となっております。

続きまして、423ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額3,649万9,737円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が1,000円ございまして、実質収支額は3,649万8,737円となっております。

次に443ページ、財産に関する調書でございます。公有財産、土地及び建物において、土地では決算年度中の増減としまして166平方メートルの増で、決算年度末現在高は10万5,008平方メートル、建物では木造の延べ面積が10平方メートルの増で、木造、非木造合わせまして決算年度末現在高は1万1,755平方メートルでございます。物品につきましては増減ございません。基金につきましては、簡易水道施設整備基金において1,500万円の増で、決算年度末現在高は4億6,927万4,000円でございます。

続きまして、認第7号 平成26年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

366ページ、367ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額は23億9,173万2,000円、調定額が24億3,005万1,050円、収入済額が23億9,794万4,140円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額3,210万6,910円となっております。

次の368、369ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額23億9,173万2,000円、支出済額23億5,998万904円、翌年度繰越額345万6,000円、不用額が2,829万5,096円となっております。

次に424ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で3,796万3,236円でございます。

続きまして、444ページ、財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物、物品では年度中の増減はございませんので、ごらんとおりでございます。下水道施設整備基金につき

ましては8,471万9,000円の減で、決算年度末現在高1億9,231万4,000円となっております。

続きまして、認第8号 平成26年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算について御説明を申し上げます。

決算書の389、390ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。下段の合計欄におきまして、予算現額2億6,203万6,000円、調定額が2億6,481万5,919円、収入済額2億6,481万5,919円、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロとなっております。

次の391、392ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。予算現額は2億6,203万6,000円、支出済額2億5,330万1,847円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額873万4,153円となっております。

次に425ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で1,151万4,072円でございます。

次に445ページ、財産に関する調書でございます。公有財産のうち、土地及び建物につきましては、土地の決算年度末現在高が6,064平方メートル、建物の決算年度末現在高は2,211平方メートルで、決算年度中の増減はございません。物品につきましては表のとおりでございます。国民健康保険診療所基金につきましては、基金の利子分の積み立てで11万5,000円の増、決算年度末現在高は5,585万4,000円となっております。

続きまして、認第9号 平成26年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の408、409ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございます。下段の合計欄、予算現額が375万8,000円、調定額395万3,747円、収入済額395万3,747円、不納欠損額、収入未済額はともにゼロでございます。

次のページ、410ページ、411ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。予算現額375万8,000円、支出済額235万5,728円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額は140万2,272円となっております。

次に426ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差し引き額と実質収支額は同額で159万8,019円でございます。

次に446ページ、財産に関する調書でございます。土地及び建物において、宅地は5,472平方メートル、山林につきましては78万4,400平方メートルの分収林を直営林としたことで面積の増減はなく、619万3,275平方メートルであります。なお、立木の推定蓄積量としまして5万9,857立方メートルの増となり、22万6,251立方メートルでございます。出資による権利及び物品につきましては、表のとおり増減はございません。下呂財産区管理運営基金につきましては、利子分17万5,000円の増で8,063万5,000円となっております。

続きまして、認第10号 平成26年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書のほうをお願いいたします。

8 ページを初めにお開きください。平成26年度下呂市水道事業の報告書のところがございます。

8 ページでございます。平成26年度下呂市水道事業報告書でございます。概況の総括事業につきまして、概略の説明をさせていただきます。

まず、総括事項でございますが、市の人口の減少とともに給水件数、給水人口、給水量が減少となり、営業収益につきましては前年比2.8%の減少となりました。営業費用につきましては、人件費や検定満期メーターの交換費用などによりまして、前年比5.3%の増、営業収支では277万1,000円の損失が発生しました。経常利益としましては、制度改正に伴います長期前受け金の戻し入れを計上し781万2,000円の利益、純損益はその他の特別損益として取水場改良に伴う除却費や制度改正による過年度分影響額の損失計上が発生しまして、235万7,000円の純損失となりました。

給水状況につきましては、給水量の用途別で見ますと、営業用で前年比14.6%、旅館保養所用で0.3%の増となりましたが、一般家庭用で2.1%、官公署用では下呂温泉病院の改築の影響により51.2%の大幅な減により、全体で2.7%の減となりました。

建設改良工事におきましては、東上田取水場の改良工事を実施します。なお、取水改良工事につきましては、繰り越し事業となっております。そのほか市道少ヶ野37号線配水管布設工事を実施いたしました。

収益的収支の状況では、収入では営業収益、営業外収益合わせて2億4,877万7,071円、支出は営業費用、営業外費用、特別損失を合わせて2億5,113万4,222円で、先ほど総括でも申しましたが、当該年度の純損失は235万7,151円となりました。

資本的収支の状況では、収入としまして企業債、工事負担金、国庫補助金の合計が2億3,669万9,800円に對しまして、支出は建設改良費と企業債の元金償還金の合計が2億9,123万672円となりまして、差し引き5,453万872円の資金不足となりました。その不足額につきましては、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填を行いました。

それでは、1 ページ、2 ページへ戻っていただきまして、平成26年度下呂市水道事業決算報告のほうをお開きいただきたいと思っております。

金額につきましては、税込みということでございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出、収入の部、第1款水道事業収益、決算額は2億7,353万6,853円、その下の支出の部、第2款水道事業費用、決算額は2億5,546万370円でございます。

次に、その下の(2)資本的収入及び支出でございます。収入の部、第3款資本的収入、決算額は2億3,669万9,800円、支出の部、第4款資本的支出、決算額は2億9,123万672円でございます。

以上が決算報告関係でございまして、次の3 ページから7 ページは損益計算書、貸借対照表などでございます。

8 ページ以降につきましては、先ほど御説明させていただきました事業報告書を含めた添付書

類ですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第11号 平成26年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の決算について御説明を申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、平成26年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告におきまして概略を説明申し上げます。

本年度の合掌村への入場者数は16万4,436人と、前年比98.85%と昨年度より減少しました。これは御嶽山の噴火と、それに伴う風評被害及び天候不順によるもので、ここ数年来の16万人台は維持したものの、依然として厳しい運営状況となっております。

経営改善につきましては、下呂温泉合掌村経営改善計画に基づき、業務の効率化及び経費の節減、お客様へのサービス向上等を実施していますが、消費税率の引き上げなどにより店舗の売り上げは1億693万4,000円、前年比96.84%となりました。

また、影絵劇のしらさぎ座は7年目を迎え、合掌村の魅力として定着してまいりましたが、利用者数は3万6,614人、前年比93.48%と減少しました。

合掌の里では、旧大戸家住宅の屋根のふきかえ工事を来場者に公開して集客につなげましたし、歳時記の森では森の滑り台の補修工事などを実施し、施設の維持管理とお客様の安全性の向上を図りました。

営業収支では、税抜で営業収益が2億2,472万9,000円、営業費用は2億5,642万8,000円となり、3,169万9,000円の損失となりました。

それでは、25、26ページへ戻っていただきまして、決算報告書のほうをお開きいただきたいと思います。

こちらも税込み金額でございます。区分と認定時の決算額を読み上げさせていただきます。

初めに、(1)収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益、決算額2億6,927万9,826円でございます。その下の支出、第1款事業費用、決算額5億5,579万852円でございます。

次にその下、(2)資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、決算額2,503万6,000円、その下の支出、第1款資本的支出、決算額6,169万680円でございます。

以上が決算報告関係でございます。次の27ページから31ページまでは損益計算書などがございます。また、30ページ以降につきましては、先ほど御説明申し上げました事業報告を含め、附属資料でございます。省略させていただきます。

続きまして、認第12号 平成26年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度下呂市立金山病院事業報告書において、概略を御説明申し上げます。

概況の(1)総括事項の中段からでございますが、収益の面では入院患者の増と調剤件数や検査件数の増などにより、1人1日当たりの診療収入が増加したことで増収となりました。費用の面では、入院患者受け入れ体制強化による看護師増員などに伴う人件費の増加と、消費税率の引き

上げや減価償却費の増加などにより、収支は赤字決算となりました。

患者数につきましては、入院患者数は前年度比503人の増となりましたが、外来延べ患者数は前年度比1,080人の減となりました。

収益的収支につきましては、総収益は前年度比4.6%増の13億3,378万6,822円で、その主な要因は入院収益2,084万9,840円及び会計制度の見直しによる現金を伴わない長期前受け金戻し入れ3,140万8,268円、特別利益1,477万7,445円の増加であります。これに対しまして、総費用は前年度比7.4%増の14億6,908万4,927円で、給与費が3,356万5,915円、会計制度の見直しなどにより減価償却費が1,488万9,554円、特別損失が3,768万2,363円の増と、前年度と比較して大きく増加しました。

資本的収支は、収入が3,377万5,000円で、支出は6,800万2,423円、収支差し引き3,422万7,423円の不足額が生じました。これにつきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定の留保資金で補填をしております。

それでは、45、46ページをお開きいただきたいと思います。

区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入、第1款病院事業収益、決算額13億3,913万4,594円、その下支出、第1款病院事業費用、決算額14億5,959万7,370円です。

次に、(2)資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、決算額3,377万5,000円、その下支出、第1款資本的支出、決算額6,800万2,423円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の47ページから51ページは損益計算書、貸借対照表でございます。

52ページ以降は、先ほど説明いたしました事業報告を含めた附属資料でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、認第1号から認第12号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島博隆君）

ただいま説明のありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

まず、平成26年度下呂市一般会計及び特別会計決算の審査結果について御報告いたします。

審査意見書は、財政健全化及び経営健全化審査意見書の後にとじてございますので、ごらんください。

1ページをごらんください。

審査の対象は、下呂市一般会計歳入歳出決算及び下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘

定)を初めとする8特別会計歳入歳出決算並びに決算に関する附属書類で、審査の期間は7月6日から7月22日までです。

審査の手続は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの件数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合等を試査の方法により実施しました。また、定例監査、例月現金出納検査等の結果も参考にしながら実施しました。

審査の結果について御報告いたします。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められました。

2ページから49ページには決算の概要を記載しております。

次に、所見を述べさせていただきます。49ページ下段からの結びをごらんください。

平成26年度は、第1次総合計画の最終年度として予算は引き続き行財政改革を進めながら、限られた財源で最大限の効果を上げ、健全な財政運営が維持できることを目標に将来負担の軽減を最優先課題として編成されました。そして、住民の参画と協働を基本理念に、安心・安全なまちづくり、元気なまちづくり、信頼される市政運営の3つの柱を基本として多くの事業が執行されました。一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入322億9,980万8,318円、歳出310億6,766万9,825円で、合併後最少の決算規模となった前年度より、さらに歳入では5.7%、歳出は5.6%、それぞれ減少しています。

一般会計の決算額は、歳入が202億5,681万4,654円、歳出は196億4,684万3,050円で、前年度に比べ歳入歳出とも8.9%減少しています。

形式収支は6億997万1,604円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は5億7,626万3,604円の黒字となっています。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は6,298万6,323円の赤字となっていますが、これに実質的な黒字要素である財政調整基金積立金4億4,762万7,000円を加えた実質単年度収支は3億8,464万677円の黒字となっています。

歳入の性質別状況を見ますと、自主財源は72億12万6,708円で、前年度に比べ3億5,339万8,529円、4.7%減少し、自主財源比率は35.5%となり、前年度に比べ1.5ポイント上昇しています。自主財源減少の主な要因は、繰越金が3億5,044万416円、34.1%減少したほか、歳入総額の23.5%を占める市税が固定資産税などは増加したものの、主に市たばこ税や市民税の減により、全体で2,749万3,772円、0.6%減少したことによるものです。なお、自主財源比率が上昇したのは、比率計算の分母となる歳入総額の減少率が分子となる自主財源額の減少率を上回ったためです。一方、依存財源は130億5,668万7,946円で、市債の減少等により前年度に比べ16億2,821万3,230円、11.1%減少、歳入に占める割合は64.5%で、前年度に比べ必然的に1.5ポイント低下しています。

自主財源における収入未済額は5億6,894万6,517円で、前年度に比べ7,445万1,132円、11.6%減少しており、市税を初め未収金が発生している全ての自主財源で減少していることは評価できます。しかしながら、市税の収入未済額は5億3,683万1,873円と多額で、前年度に比べ6,837万7,070円、11.3%減少したものの、市税調定額に対する割合は10.02%と高く、収納率は現年課税分と滞納繰り越し分合わせて89.03%と、前年度に比べ1.14ポイント改善されたものの、依然として低い状況にあります。また、不納欠損額は5,065万9,087円で、前年度に比べ494万1,929円、8.9%減少したものの、市税調定額に対する割合は0.95%と高い状況にあります。

人口減少などの本市の社会環境や経済環境の動向から、市税収入の増加が見込めない中において、税負担の公平性と歳入の確保の観点から収入未済額や不納欠損額の縮減は強く求められるところであり、税外収入を含めた歳入の確実性を高めるためには滞納や不納欠損処分に至るまでの過程が重要になることから、徴収担当職員の増員や債権管理事務の一元化の検討、また債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの策定等について、早急な取り組みを強く望むものであります。

次に、歳出の性質別状況を見ますと、義務的経費は前年度に比べ0.4%とわずかながら減少しています。歳出総額の構成比率は45.6%で、前年度に比べ3.9ポイント上昇していますが、これは比率計算の分母となる歳出総額の減少率が分子となる義務的経費の減少率を上回ったためです。義務的経費が減少した主な要因は、退職手当組合負担金等の人件費や扶助費は増加したものの、公債費が減少したことによるものです。投資的経費は前年度に比べ53.9%と大幅に減少し、構成比率は前年度に比べ8.1ポイント低下しています。投資的経費が減少した主な要因は、平成26年8月の豪雨災害による災害復旧費は皆増したものの、小学校屋内運動場改築事業及び耐震補強事業、保育園統合整備事業の完了に伴う事業費の皆減等による普通建設事業費の大幅な減少によるものです。その他の経費は、前年度に比べ0.1%増加しています。主な内容を見ますと、積立金は公共事業基金積立金等の減により31.4%減少していますが、物件費は委託料等の増により8.6%増加、また繰出金は介護給付費繰出金の増等により4.4%増加しています。

一般会計の財政構造を見ますと、財政力指数は漸減傾向にあり、前3年度の平均値で[※]0.378となり、合併後最低となった前年度よりさらに[※]0.007ポイント低下しています。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.5%で、前年度に比べ0.1ポイント低下しています。これは経常的経費のうち、維持管理費、指定管理料等が増加したものの、公債費が減少したことによるものです。経常収支比率はわずかながら改善されたものの、適正とされる水準を上回っており、引き続き臨時的支出等において慎重な対応が望まれます。また、実質公債費比率は12.6%で、前年度に比べ0.3ポイント改善しています。これは主に元利償還金の減少や、普通交付税算定において基準財政需要額に算入される公債費等の増加によるものです。

また、歳入構造を見ますと、一般財源比率は72.5%で、前年度に比べ6.4ポイント上昇しています。これは比率計算の分子となる一般財源収入額が減少したものの、分母となる歳入総額の減少率が一般財源収入額の減少率を上回ったためです。収入の安定性と自主性を示す経常一般財源

比率は100.9%で、前年度に比べ2.5ポイント上昇し、基準とされる100をわずかに上回りましたが、臨時財政対策債を經常一般財源から除くと97.5%となります。上昇した主な要因は、比率計算の分子となる經常一般財源収入額が減少したものの、分母となる標準財政規模の減少率が經常一般財源収入額の減少率を上回ったためです。

一般会計の市債残高は235億2,100万9,737円で、前年度に比べ17億7,697万1,637円、7.0%減少しています。臨時財政対策債が占める割合は35.9%となっていますが、当年度の起債額は発行可能額の52.9%にとどめられ、他の財源との調整を図りながら努めて抑制されていることは評価するものです。臨時財政対策債は元利償還金全額が地方交付税の基準財政需要額に算入、いわゆる交付税措置されますが、市の債務であることに変わりはなく、後年度負担や財政構造の硬直化の要因にもなるため、引き続き慎重な取り扱いが望まれるところです。一方、一般会計の基金残高は128億1,503万1,000円で、前年度に比べて4億9,661万7,000円、4.0%増加しています。

次に、8特別会計の決算額は歳入総額120億4,299万3,664円、歳出総額114億2,082万6,775円で、前年度に比べ歳入は0.2%、歳出は0.7%とそれぞれ増加しています。形式収支6億2,216万6,889円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は全ての会計で黒字であり、その総額は6億2,216万5,889円で、前年度に比べ6.0%減少しています。

収入未済額は5会計で総額2億3,091万7,488円となっており、主なものは国民健康保険税が1億7,641万8,462円で、前年度に比べ426万9,091円、2.5%増加しています。収納率は、現年課税分と滞納繰り越し分合わせて83.05%で、前年度に比べ1.16ポイント低下しています。下水道事業の分担金及び負担金と使用料及び手数料の収入未済額は2,865万910円で、前年度に比べ102万3,106円、3.4%減少しています。

特別会計の市債残高は207億4,742万2,940円で、前年度に比べ13億4,949万6,283円、6.1%減少しています。これは主に特別会計市債残高の81.3%を占める下水道事業会計が10億7,323万7,074円減少したことによるものです。一方、特別会計の基金残高は12億5,402万4,000円で、前年度に比べて5,131万円、3.9%減少しています。これは主に下水道施設整備基金が8,471万9,000円減少したことによるものです。

特別会計の一般会計からの繰入金は27億3,213万9,062円で、前年度に比べ4,442万1,240円、1.7%増加しています。繰入金の主なものは、下水道事業特別会計の公債費財源繰入金、介護保険特別会計（保険事業勘定）の介護給付費繰入金で、そのほとんどが基準内繰り入れです。基準外繰り入れは、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の福祉医療費影響分の1,754万1,000円となっています。

特別会計は言うまでもなく特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、特別会計の自立性が求められます。社会環境の変化により厳しい財政状況ではありますが、収入未済額の縮減を図り、基金の枯渇や収入不足を補うための基金繰り入れに十分留意しながら、自立に向けての積極的な施策や早期の対応を強く望むものであります。なお、下水道事業と簡易水道事業は総務省の要請により、平成32年4月までに公

営企業に移行させる予定で事務が本格化しようとしています。公営企業化に当たっては経営改善を目指し、能動的に取り組まれることを要望します。

下呂市の今後の財政見通しは、歳入においては人口減少などによる税収の伸び悩みや普通交付税の合併特例による算定がえの終了などが見込まれ、歳出は扶助費等の増加や合併特例債償還の本格化、新クリーンセンター建設などの大型事業、公共施設の維持保全経費の増加などが見込まれ、年々厳しい市政運営、財政運営を余儀なくされるものと思われます。このため平成26年度からは第3次行政改革大綱に基づく行政改革の取り組みが積極的に行われていることは評価するものです。そうした中、歳出において年度末の物品購入に係る予算執行が散見されました。こうした予算執行のうち、当初計画にあるものは事業効果の面から不要不急な物品の購入と受け取られ、当初計画にないものは予算の使い切り、予算消化と言わざるを得ません。

ところで、地方公営企業法第3条には経営の基本原則として、経済性の発揮と公共の福祉の増進を両立させることについて規定されており、このことは全ての公会計についても共通して言えることですが、現実的には両立させることは相当の困難を伴うこととなります。しかし、経済性の発揮なくして公共の福祉の増進は図れないことを全職員が改めて認識されるよう切望するものであります。また、定例監査でも意見として述べたところですが、定員適正化計画に基づき、職員数の削減が行われるのであれば、内部統制をより一層強化されることを要望して結びとします。

次に、53ページをごらんください。

平成26年度下呂市基金運用状況の審査結果について御報告いたします。

審査の対象は育英資金基金を初めとする4基金で、審査に付されました基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため関係諸帳簿との照合を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

審査の結果は、基金の運用状況に関する調書の計数については誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況については妥当であると認められました。

次に、61ページをごらんください。

平成26年度下呂市公営企業会計決算の審査結果について御報告いたします。

審査の対象は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業会計決算で、審査の期間は6月10日から6月29日までです。

審査の手続は、審査に付されました決算報告書、財務諸表及び附属書類について関係法令に準拠して作成され、経営状況及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等を実施しました。

審査の結果は、審査に付されました決算報告書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財務状態が適正に表示されているものと認められました。

次に、各会計について所見を述べさせていただきます。

70ページの結びをごらんください。

まず、下呂市水道事業会計決算の状況は、給水状況の推移を見ますと水需要は漸減しており、平成26年度末の給水人口は6,885人で、過去5年間で3.8%減少、給水件数は3,138件となり、過去5年間で2.1%減少しています。また、年間総配水量は222万1,519立方メートルで、前年度に比べ11万4,604立方メートル、4.9%減少し、これに対し年間総有収水量は169万9,088立方メートルで、前年度に比べ4万7,985立方メートル、2.7%の減少にとどまったことから、有収率は前年度に比べ1.69ポイント上昇し、76.48%となっています。

しかしながら、平成25年度と比較しますと、総務省の水道事業経営指標では全国平均が90.1%で、給水人口規模による累計別でも全平均で79.98%となっており、本市はこれを下回っています。有収率が低いのは消防用水利等の無収水量も原因の一つですが、漏水が最大の原因になっています。こうしたことから、漏水調査や漏水防止対策に鋭意努力されているところですが、水道施設の効率性を高めるため、下呂市水道ビジョンの目標値90%に向けて一層の取り組みを期待するものです。東上田新浄水場建設工事や東上田取水場改良工事など、大規模事業は一応のめどが立ったことから、今後は老朽化した配水管の計画的な更新等、維持事業を重点課題として注力されるよう望むものであります。

次に経営成績を見ますと、営業収益は前年度に比べ給水収益の減によって639万6,702円、2.8%減少しています。一方で営業費用は前年度に比べ、主に職員1名増員による総係費の増と配水及び給水費の増により1,155万4,688円、5.3%増加しています。その結果、営業収支は277万1,246円の営業損失が発生し、経営の健全度を示す営業収支比率は98.8%となり、前年度に比べ8.2ポイント悪化しています。経常利益は営業外損益において、平成26年度から適用された地方公営企業会計制度の改正に伴う新会計基準によって、長期前受け金戻し入れが収益化されたことにより、781万2,059円となっていますが、設備整備に伴う除却損などの特別損失により、当年度の純損失は235万7,151円、総収支比率は99.1%となり、赤字に転じています。また、当年度未処分利益剰余金は3億1,431万7,238円となっています。なお、新会計基準によりみなし償却制度が廃止され、みなし償却を行っていない資産の過去の減価償却費に相当する補助金等1億9,756万571円が未処分利益剰余金に算入されています。

次に財政状態を見ますと、新会計基準によって建設改良のための企業債が借入資本金から負債へ、また償却資産に係る補助金等が資本剰余金から繰り延べ収益へ計上区分が変更されたことや、引当金の計上が義務化されたことなどにより、負債が大幅に増加し、資本は減少しています。平成26年度末の企業債の償還残高は8億6,767万680円で、東上田取水場改良工事に伴う当年度負債額が当年度全体の償還額を超えたため、前年度に比べ2億1,948万6,128円増加しています。

当年度の不納欠損額は1万1,200円で、多額の不納欠損があった前年度に比べ218万9,990円減少しています。水道料金は私法上の債権であり、不納欠損金は消滅時効の援用等が行われなければ債権管理を続けることとなります。また、新会計基準では、将来回収不能と見込まれる未収金は貸倒引当金として計上が義務化されています。こうしたことから債権管理条例による債権放棄を含め、効率的な債権管理について検討されることを望むものであります。

給水人口や給水量の減少に伴い、給水収益の増加が見込めない中であって、老朽配水管の更新等、維持管理経費の増加が見込まれることから、水道事業を取り巻く経営環境は今後厳しさを増すものと思われます。水道事業は市民生活はもとより、当市の基幹産業である観光に欠かすことのできない社会資本であることから、下呂市水道ビジョンに基づき、一層の経営を期待するものであります。

次に、78ページの結びをごらんください。

下呂温泉合掌村事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入場者数は16万4,436人で、前年度に比べ1,906人、1.1%減少しています。うち有料入場者数は15万7,564人で、前年度に比べ792人、0.5%の微増となり、無料入場者数は6,872人で前年度に比べ2,698人、28.2%減少しています。

経営成績を見ますと、営業収益は前年度に比べ主に入場料などの利用収益の減と販売収益の減により、1,120万9,968円、4.8%減少しています。なお、当年度有料入場者数が増加したことに対し、前年度に比べ入場料が減少しているのは、前年度は前売り入場券収入が多かったことによるものです。

一方で、営業費用は前年度に比べ主に施設経費の減と資産減耗費の皆減により、4,637万8,385円、15.3%減少しています。その結果、営業損失は3,169万9,108円となり、前年度に比べ3,516万8,417円、52.6%減少、営業収支比率は87.6%となり、前年度に比べ9.7ポイント改善されています。経常損失は3,076万8,680円となり、当年度の純損失は2億9,108万741円で、前年度に比べ2億1,925万3,545円、305.3%と大幅に増加、総収支比率は前年度に比べ30.5ポイント低下し、46.3%となっています。また、累積欠損金は6億6,903万7,963円となっています。純損失が前年度に比べ大幅に増加した要因は、会計制度の改正に伴う新会計基準により平成26年度から減損会計が導入され、それまで課題となっていた固定資産の帳簿価格を適正な金額に減額したことによるものです。その結果、特別損失として減損損失2億8,380万9,892円が皆増しています。また、減損に伴う補助金分が長期前受け金戻し入れとして収益化され、特別利益として2,562万83円が皆増しています。

次に財政状態を見ますと、資産は減損会計の導入により固定資産が半減したことや、現金預金などの流動資産の減により大幅に減少しています。負債資本は、償却資産に係る補助金等が剰余金から繰り延べ収益へ計上区分が変更されたことや、累積欠損金が大幅に増加したことなどにより、負債は増加、資本は大幅に減少しています。

こうして経営状況を見ますと、営業収支において、特に人件費や修繕費の面で経営改善が図られており評価するものです。また、当年度、旧大戸家住宅建造物保存修理工事が完了し、当面大きな資本的支出は見込まれていないことから、経営の好転に期待するところです。しかしながら、依然として収益性は低い状況にあることから、物心両面にわたるお客様へのサービスを低下させることなく、引き続き経営改善に努められるよう望むものであります。以前から官民一体となった観光推進、観光地づくりとよく言われています。これは行政は行政の領分で、民間は民間の領分でそれぞれがなすべきことを互いに融合させることだと考えます。経営改善に当たっては、下

呂温泉合掌村が果たす役割を再認識して進められるよう要望します。

次に、87ページの結びをごらんください。

下呂市立金山病院事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入院延べ患者数は2万2,885人で、前年度に比べ503人、2.2%増加し、外来延べ患者数は4万5,883人で、前年度に比べ1,080人、2.3%減少しています。また、病床利用率は63.3%で、前年度に比べ1.4ポイント上昇しています。

経営成績について見ますと、医業収益は入院収益の増によって前年度に比べ1,878万9,003円、1.7%増加しています。医業収益の内訳を見ますと、入院収益は前年度に比べ2,084万9,840円、3.7%増加し、外来収益は前年度に比べ19万3,515円の微減となり、その他医業収益も186万7,322円、1.9%の微減となっています。一方で医業費用は、主に看護師増員などによる給与費の増や減価償却費の増によって前年度に比べ5,270万9,052円、4.0%増加しています。その結果、医業損失は2億4,458万8,890円となり、前年度に比べ3,392万49円、16.1%増加、医業収支比率は前年度に比べ1.9ポイント低下して、82.1%となっています。経常損失は、主に会計制度の改正に伴う新会計基準により、長期前受け金戻し入れが収益化され、医業外収益が増加したものの、医業外費用において雑支出が増加したことや、医業損失が増加したことにより、1億507万2,149円となり、経常収支比率は92.6%と、前年度に比べ1.0ポイント低下しています。当年度の純損失は特別損益において、主に新会計基準により、引当金繰入額が計上されたことにより、前年度に比べ4,148万9,657円、44.2%増加し、1億3,529万8,105円となり、総収支比率は90.8%となっています。また、累積欠損金は12億2,456万9,813円となっています。なお、新会計基準により、みなし償却制度が廃止され、移行処理による変動額2,948万4,120円が未処理欠損金に算入されています。

次に、財政状態を見ますと、新会計基準の導入によって負債資本が大幅に増減しており、特に企業債が借入資本金から負債へ、償却資産に係る補助金等が剰余金から繰り延べ収益へ計上区分が変更されたことなどにより、負債は大幅に増加し、資本は大幅に減少しています。当年度末の企業債未償還残高は、前年度末に比べ2.9%減少して17億955万6,887円となっています。また、当年度中における一時借入残高最高額は前年度と同じ1億円で、当年度末残高は8,000万円となっています。これは、地方公営企業法第29条第2項ただし書きで定める資金不足のため、当該事業年度内の償還ができない場合は、借りかえができる旨の規定に基づいて借りかえられたものです。しかしながら、3年連続して借りかえが行われ、常態化しようとしていることから、慢性的な資金不足の解消に向けた措置を強く望むものであります。

病院事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で病院一丸となった経営改善やふれあいまつり、ふれあい看護体験など、市民に親しまれる病院づくりの取り組みは評価するものです。国の新公立病院改革ガイドラインでは、これまでの経営効率化、経営形態の見直しなどの視点に、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化が加えられました。この新ガイドラインに呼応して、自治体も新改革プランを策定しなければなりません。この中には地域医療確保のための一般会計負担の考え方も記載することとなっています。新改革プランの策定に当たっては、市の実情に合った実

効性の高いものとなるよう期待します。

以上で平成26年度決算審査の結果報告といたします。

○議長（中島博隆君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。認第1号から認第12号までの上程12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第12号までの上程12議案については、付託表のとおり、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中島博隆君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月15日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時11分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月3日

議 長 中 島 博 隆

署名議員 2番 今 井 政 良

署名議員 3番 今 井 美 好